

第2回 新斎場整備推進幹事会議

日 時：令和7年10月2日（木）午前10時30分から

会 場：第1 特別会議室

1 報告事項

- ・ 新斎場整備予定地の地権者への対応状況について【資料非公開】

2 審議事項

（1）市営斎場における残骨灰の処理方法の変更について

（2）市営斎場の混雑に伴う長期火葬待ち遺族等への支援策（補助制度の創設）について【資料非公開】

3 その他

以 上

第2回 新斎場整備推進幹事会議

令和7年10月2日（木）

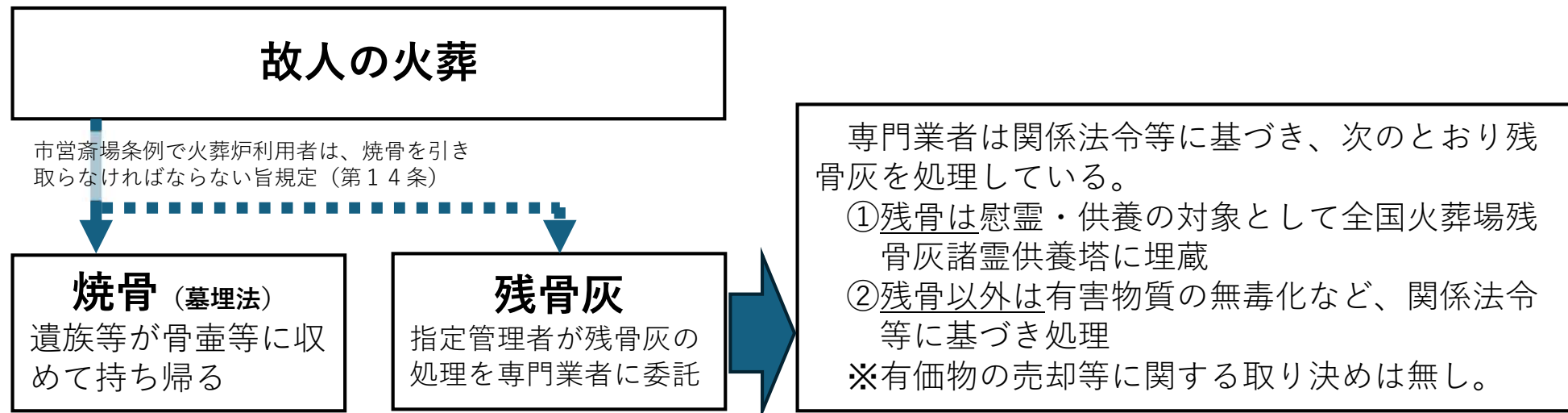
審議事項（１）市営斎場における残骨灰の処理方法の変更について

【残骨灰とは】

火葬後に遺族等が収骨し、火葬後に骨壺に収めずに残った焼骨（以下「残骨」という。）、棺の釘や台車保護剤などを総称して残骨灰と呼ばれている（法令等の規定は無い）。

また、残骨灰の中には、ダイオキシン類や六価クロムなどの「有害物質」が含まれているほか、歯科診療などに使用される貴金属「有価物」も含まれる。

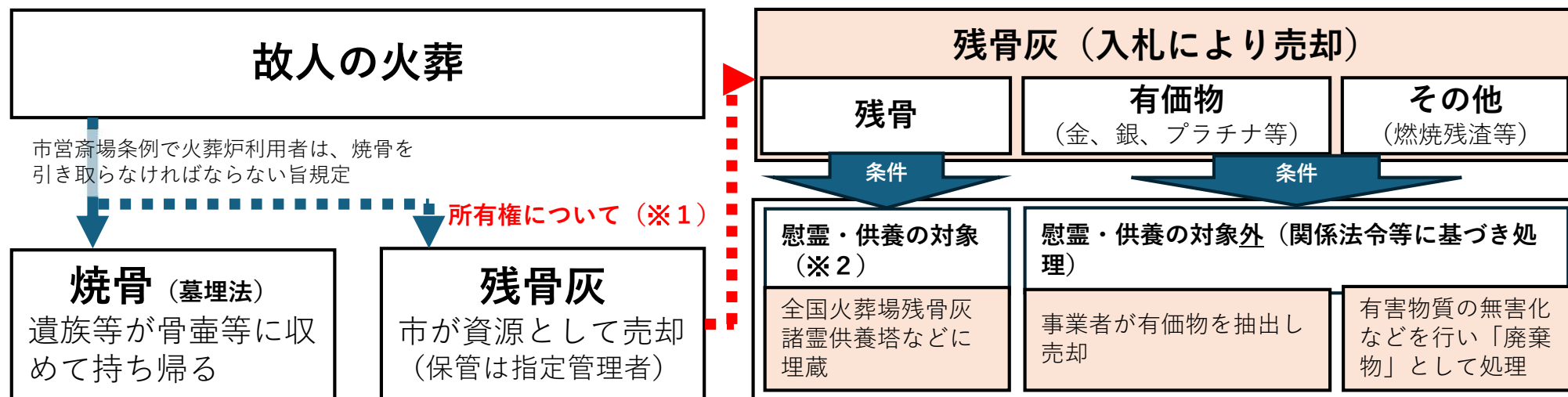
1 現在の処理方法



2 残骨灰の売却案

- 売却方法 競争入札 (残骨灰そのものを売却)
- 収入見込み額 **約38,000千円** 1体4,500円×8,500件
- 充当先 火葬需要増加対策へ充当 ※当面は火葬時間の延長などの費用に充当
- 実施時期 令和8年度から実施
- 課題
 - ・市民理解の醸成 ⇒ 市ホームページ等により理解醸成を図っていく。
 - ・有価物の価格の変動により安定的な収入額が見込めない 等

3 残骨灰の売却の流れ



※1 残骨灰の所有権は、収骨前は遺族にあるものの、収骨後に残った骨は市町村に移るとされている。
【大審院（現在の最高裁判所）判決（明治43年及び昭和14年）】

⇒遺族等が持ち帰らなかった段階で所有権を放棄したと解釈

※2 火葬場から排出される灰を宗教的感情の対象とする場合は廃棄物処理法の「廃棄物」に該当しない。
【厚生労働省厚生労働省健康局生活衛生課長通知（平成22年7月29日）】。

⇒売却を行っている多くの都市（大都市公営葬務事業協議会の調査結果より）では**残骨のみを宗教的感情の対象**とし慰霊・供養を行っている。